

# 特定非営利活動法人 ハニー・ビー 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハニー・ビーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、生あるものの命の尊厳を大切に、障がい者が、高齢者、健常者などと共に、対等な人格観をもって支え合い、助け合い、協働できる社会の形成をめざします。中でも、障がいがある子どもたちが主体的に社会に参加できる、自立した社会生活を送ることができる仕組みやネットワークの構築、及び障がい者が小さいうちから療育に取り組み、参加のために「あきらめることなく」「根気強く」取り組むことができるよう、学習面と生活面の安定をはかることを両輪としたヒューマンスキルの向上をめざし、人としての自立、就労参加の実現を目的とします。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 「障がい者（児）の自立・就労の意義」に関する講演会、勉強会、企業見学会
- (2) 療育支援事業
- (3) 療育相談事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (6) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を経営する事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援

## 事業

- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (9) 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業
- (10) 障がい者の自立と就労参加を実現するための仕事づくり支援事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

#### (1) 正会員

この法人の目的に賛同し、自ら第5条に定める事業を促進しようとする個人または団体

#### (2) 賛助会員

この法人の目的に賛助するために入会した個人または団体

### (入会)

第7条 正会員および賛助会員として入会しようとするものは、理事会の定める入会申込書に入会金および年度会費を添えて理事会に提出し承認を得なければならない。この際、理事会は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。ただし、入会を断ることがある場合は、書面によって理由を通知しなければならない。

### (入会金及び会費等)

第8条 正会員および賛助会員として入会する者は、理事会で定める入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 入会時の年度会費は、理事会において入会を承認された翌日より年度末までの月数に年度会費の10分の1を乗じた金額と年度会費のいずれか低い金額とする。
- 3 会員が納入した入会金・会費およびその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

### (退会)

第9条 正会員および賛助会員は、理事会の定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 正会員および賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
  - (2) 会費を1年以上滞納したとき。
  - (3) 法令に違反し、その刑が確定したとき。

### (除名の規定)

第10条 正会員および賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することが出来る。ただし、その会員に対

し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員

(種別)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、理事長1人、副理事長1人以上2人以下を置く。
  - 3 理事は、理事会において選任する。
  - 4 監事は、総会で選任する。
  - 5 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
  - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(顧問)

第12条 この法人に、顧問を置くことができる。顧問に関する規定は別に定める。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長からあらかじめ指名した順序によりその職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の監事が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事は理事会の議決により監事は総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告の承認及び活動決算の承認
- (5) 監事の選任または解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、理事長が行う。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。

(承認)

第25条 総会における決議事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の決議事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その決議に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数、書面表決者数及び表決委任者数については、その旨を明記すること。

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人1名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (種別)

第28条 本法人に、理事会を置く。

第29条 理事会は、全理事をもって構成する。

### (機能)

第30条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会の議決を得た事項の執行に関する事項
- (6) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (7) 第35条に規定する委員会の会務執行に関する事項

### (開催)

第31条 理事会は、次の号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会は、理事総数の3分の2以上の理事から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

### (招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、3日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

### (議決等)

第34条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

### (その他の委員会等)

第35条 この法人は、事業を行うに当たり、それぞれの必要により理事会の決議をもって各種の委員会を設置することができる。常務理事がこれを総括する。

- 2 本条による委員会は理事会の統括下に置く。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

### (資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第37条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し理事会で決議する。

### (予備費の設定及び使用)

第40条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第41条 第39条の規案に関わらずやむを得ない理由により事業年度開始までに予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (事業報告書及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し監事の監査を経て、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

### (長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の職務は、別途事務局規定により理事長が定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第9章 雑則

(公告)

第49条 この法人の公告は官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て理事長が別に定める。



附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 正会員

個人	入会金	5,000円	年会費	10,000円
団体	入会金	5,000円	年会費	20,000円
  - (2) 賛助会員

個人	入会金	5,000円	年会費	10,000円
団体	入会金	5,000円	年会費	30,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第11条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、2010年6月30日までとする。
  - (1) 理事長 八木 みどり
  - (2) 副理事長 水上 さゆり 清成 由美
  - (3) 理事 後藤 金丸 立石 美佐子  
末広 紀子 服部 悦章 八木 詩織
  - (4) 監事 田井 洋
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から 2010年3月31日までとする。

この定款は平成21年8月12日から施行する。

この定款は平成22年3月3日から変更する。

この定款は平成24年11月27日から変更する。

この定款は平成25年11月5日から変更する。

この定款は平成30年7月1日から変更する。